

平成 26 年 8 月 22 日

照会先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

(担当・内線) 室長 姫野 泰啓(3814)

災害対策調整係長 堀田 朋寛(2830)

(電話・代表) 03 (5253) 1111

(電話・直通) 03 (3595) 2172

報道関係者 各位

8 月 19 日からの大雨による被害状況及び対応について

8 月 19 日からの大雨による 8 月 22 日 16 時時点における厚生労働省の対応については、別紙のとおりですのでお知らせします。

厚生労働省
平成26年8月22日
16時00分現在

8月19日からの大雨による被害状況及び対応について

1 厚生労働省における対応（8/22 16:00現在）

- 8月20日 14:30 厚生労働省省内連絡会議を開催。
総理指示を踏まえ、田村大臣から、
 1. 関係地方自治体と連携し、早急に被害状況を把握すること。
 2. 被災者の生命・身体の安全確保のため、災害医療の提供、保健衛生の維持等に全力で取り組むこと。との指示がなされた。
- 8月22日 12:05 厚生労働省災害対策本部を設置。
15:00 第1回厚生労働省災害対策本部会議を開催。

2 DMAT・ドクターヘリ等の活動関係（8/22 16:00現在）

- 広島県でDMAT派遣要請（8/20 7:55）
DMAT活動終了（8/21 18:15）
- 広島県ドクターヘリが患者搬送を実施
- 広島県からの応援要請に基づき、島根県ドクターヘリが広島県へ出動（8/20 撤収）
厚生労働省は、中国地方のドクターヘリの派遣・待機に係る調整を支援
- 広島市において、保健師等が健康相談のために各避難所を巡回し、避難者数が多い避難所については、保健師を常駐させている。（8/21 13:45）
- 広島市と広島県精神保健福祉センター長がDPATの派遣要請を含めメンタルヘルスに対する対応を検討（8/22 11:09）

3 医療施設被害状況（8/22 16:00現在）

- 広島県で28か所被災（床上浸水、床下浸水、落雷によりCT故障、人的被害なし）

4 社会福祉施設被害状況（8/22 16:00現在）

- 広島県で23か所被災（床上浸水、施設の一部が流出、停電・断水等、人的被害なし）
- 佐賀県で1カ所被災（浸水被害 人的被害なし）

5 水道の被害状況（8/22 16:00 現在）

(1) 断水状況

県、市町村名	最大断水戸数	現在の断水戸数	断水期間	被害状況
【広島県】 広島市（上水道）	2,757 戸	346 戸	H26. 8. 19 ～	土砂災害、道路陥没による配水管の破損
安芸高田市 （八千代簡易水道事業）	22 戸	0 戸	H26. 8. 19 ～ 8. 20	配水管の破損 （復旧済み）
【長崎県】 佐世保市	約 5,000 戸	0 戸	H26. 8. 20	佐世保市松山町の里道が崩壊（20m崩落） 埋設管流出 （復旧済）
	計 7,779 戸	計 346 戸		

(2) 応急給水

○ 広島県広島市

- ・ 西区〔6 戸〕 応急給水中
- ・ 安佐南区（緑井地区～八木地区）〔340 戸〕 応急給水中

6 災害ボランティアセンター設置状況（8/22 16:00 現在）

○ 広島県

- ・ 広島市： 広島市社協と関係団体が協働し安佐南区及び安佐北区において区災害ボランティアセンターを本日中に設置するとともに、ボランティアの募集については、2 次被害などのリスクなども見極めた上で、明日以降速やかに開始する予定である。

7 通知等の発出状況（8/22 16:00 現在）

(1) 医療保険関係

○ 8 月 20 日に各医療保険者等及び関係機関に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知

※平成 25 年 5 月に発出した事務連絡を再周知

○ 「平成 26 年 8 月 19 日からの大雨による被災者に係る被保険者証の提示等について」（8 月 20 日 保険局医療課）

被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

(2) 雇用保険関係

○ 特例的な失業給付の支給

8 月 20 日の広島市の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施。

(3) 被災した要援護障害者等への対応

8 月 20 日の広島市の災害救助法の適用を受け、広島県に対し、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を依頼。

(4) 被災した要介護高齢者等への対応について

8 月 20 日の広島市の災害救助法の適用を受け、今般の災害により被災した世帯の要介護者の対応について、保険者に対し、特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨通知した。